

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	295				
支出年月日	令和 7 年 2 月 1 日				
項 目 (該当項目に〇をつけてください)	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費
	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)					
充 当 内 容 (按分の計算方法)	$12323 \times \frac{1}{2}$ 5000				
そ の 他	1人9-ネット				

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

支払証明書

お客様番号	
お客様名	福井 利道 様

対象年月	お支払額	お支払方法
2024年 4月	11,782円	クレジット
2024年 5月	11,782円	クレジット
2024年 6月	11,773円	クレジット
2024年 7月	11,799円	クレジット
2024年 8月	11,773円	クレジット
2024年 9月	29,115円	クレジット
2024年10月	11,782円	クレジット
2024年11月	12,332円	クレジット
2024年12月	12,332円	クレジット
2025年 1月	12,323円	クレジット
2025年 2月 ○	12,323円	クレジット
2025年 3月	12,323円	クレジット

上記、ご利用料金をお支払い頂いた事を証明致します。

本紙は電子的に保持しているデータを画面表示したものになります。

2025年04月15日

〒540-0012

大阪市中央区谷町2-3-12

株式会社ジェイコムウエスト

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	296				
支出年月日	令和 17 年 2 月 1 日				
項目 (該当項目に○をつけてください)	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費
	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)					
充当内容 (按分の計算方法)	2338				
その他	200円				

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

請求書

zoom

Zoom Communications, Inc.
55 Almaden Blvd, 6th Floor
San Jose, CA 95110

請求日: 2025年2月1日
請求書番号: [REDACTED]
お支払い条件: 請求書受領後の即時お支払い
お支払い期日: 2025年2月1日
アカウント番号: [REDACTED]
通貨: JPY
お支払い方法: [REDACTED]
アカウント情報: 福井利通

事業者登録番号: 00098
適格請求書発行事業者登録番号: T6700150118763

注文番号

お客様の VAT / 納税番号

Zoom の W-9

販売先住所: 芦屋市東芦屋町1 3 番 1 1 号,
芦屋市, 兵庫県 659-0095
Japan

請求先住所: 芦屋市東芦屋町1 3 番 1 1 号,
芦屋市, 兵庫県 659-0095
Japan

請求明細

請求内訳	サブスクリプション期間	小計	税金、手数料、 各種料金	合計
品名: Zoom Workplace Pro Monthly 数量: 1 単価: JPY2,125	2025年2月1日 - 2025年2月28日	JPY2,125	JPY213	JPY2,338
		小計		JPY2,125
		総額 (税金、手数料、各種料金込み)		JPY2,338
		請求残高		JPY0

2961

税込、手数料、各種料立

品名	税金、手数料、各種料金の名称	裁判管轄	請求額	税金、手数料、追加料金の金額
Zoom Workplace Pro Monthly	Consumption Tax 10.000%	Federal	JPY2,125	JPY213
税金、手数料、追加料金の合計				JPY213

取引明細

請求総額				JPY2,338
取引日付	取引番号	取引種類	説明	適用金額
2025年2月1日		入金 / 決済		JPY-2,338
請求残高				JPY0

請求書に関するお問い合わせ

こちらをクリック

Zoom One は Zoom Workplace に名称が変更されます。こちらの名称変更による、現在ご利用中のサービスへの影響はございません。また Zoom IQ（営業向け）は Zoom Revenue Accelerator に名称が変更されました。お客様のサービスはそのままご利用いただけます。こちらの名称変更による、現在のサブスクリプション料金に変更はございません。

プランには、月額または年額のサブスクリプション期間が設定されたプロダクトが含まれています。各プランのサブスクリプション期間、請求総額 JPY2125.00（適用される税金および規制手数料が別途加算）、対象プロダクトの各サブスクリプション期間については、[請求の詳細] セクションに記載されています。お客様が解約しない限り、ご利用のサブスクリプションは各サブスクリプション期間ごとに、上記の価格（更新時に適用される税金および規制手数料が別途加算）で自動更新され、zoom.us/billing にご登録済みのお支払い方法宛に請求されます。自動更新の解約はいつでも可能ですが、次のサブスクリプション期間の請求が行われなくするためには、現在のサブスクリプション期間の最終日まで解約する必要があります。基本プラン（Zoom Meetings、Zoom Phone、Zoom Rooms）を解約するには、先にプラン内の他のすべてのサブスクリプションを解約する必要があります。解約した場合、解約時の残りのサブスクリプション期間に対する返金は致しかねますのでご注意ください。解約をご希望の場合は、zoom.us/billing に移動し、[サブスクリプションの解約] をクリック、表示されるプロンプトに従って解約を確定することで解約が可能です。Zoom が価格設定を変更する場合、その旨をお客様に通知しますが、以降のサブスクリプション期間では変更後の価格で請求する可能性もありますのでご了承ください。

Zoom Communications, Inc. は消費税を徴収し、支払うものとします。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	297				
支出年月日	令和 7 年 2 月 3 日				
項 目 (該当項目に0をつけてください)	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費
	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費
領収書等貼付欄（支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。）					
別紙					
充当内容 (按分の計算方法)	ホームページ管理費(2月分) ¥5500 × 1/2 = ¥2750				
そ の 他	川口				

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

日付 2025年2月3日

BlockHeadWorks

〒657-0027 神戸市灘区永手町3-4-2 2F

Tel: 078-414-7287

E-mail: info@blockheadworks.com

登録番号: T6140001095788

(税込合計金額)

税抜合計金額	¥5,000.-	消費税相当額(10%)	¥500.-	税込合計金額	¥5,500.-
--------	----------	-------------	--------	--------	----------

備考 クレジットカード決済により領収済み

BlockHeadWorks

297-1

請求書は、

1/23分と一緒です。

1/23分に添付しています。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	298				
支出年月日	2025(令和7) 年 2 月 3 日				
項目 (該当項目に〇をつけてください)	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費
	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)					

領 収 証

原なつ子 様

金額

¥4,500-

(税込)

但し チラシ作成およびデータ納品代として

2025年2月3日

上記正に領収いたしました

内訳 税抜金額

消費税等



Imagawa Design

兵庫県芦屋市大東町18-6

TEL.0797-75-1049

充当内容 (按分の計算方法)	折りパンフレット 原なつ子 市議会報告 No.6 データ修正料、データ納品代として $¥4,500 \times 0.85 = ¥3,825$
その他	

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けしないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

糸魚川市駅北大火からの復興への“防災の取組み”

糸魚川市駅北大火からの復興への“防災の取組み”について
新潟県糸魚川市への行政視察へ行って参りました。

糸魚川市は、発災直後(2016.12.28)から首長と被災者の対話の場として被災者説明会を約4年間の間に全23回開催し、復興まちづくり計画を推進していった。初期消火体制の強化としては、40ミリ小口径ホースが配備されており、市内で地下中心に400個設置してあるということに驚かされた。

また、多様な活動を通じて市民が憩い集まる場を創出し、“関わる”キッカケの場の構築を行っており、地域交流の強化を行い、大火の伝承により防災意識の啓発も積極的に推進している。

●糸魚川市：新潟県の西側に位置しており、人口は、38,419人で16,972世帯ある。高齢化率41.3%。[2024(令和6)年4月1日時点]

●発災：平成28(2016)年12月22日

●出火原因：大型こんろの消し忘れ

●被害：焼損棟数/147棟、被災者/145世帯260人。負傷者/17人(一般2人、消防団員15人)※死者はなし。

大火当日は強い南風により、飛び火が発生し木造住宅が密集しているまちに火の手が広がり大火となった。

●鎮火：翌日23日の16時30分

復興まちづくり計画として、災害の強い街、にぎわいのあるまち、住み続けられるまちの方向が進められていることを知りました。

糸魚川市の消防長の方にお話を聞いたところ、日頃から地域内での人々の交流があることにより連帯性が養われていることはとても良いことだと思っている。との意見が聞けました。芦屋市においてもいつ、何時おこるかわからない自然災害に対し、日頃から地域の方々との交流を密にすること、そして防災意識の重要性を痛感しました。

原なつ子 連絡先

TEL-FAX 0797-35-1639 ✉ swimmer@ashiya.haranatsuko.com



◀ 公式ホームページ <https://haranatsuko.com/>
ご意見やご相談など、ぜひお気軽にお聞かせください!

▼ SNSでも情報発信しております。
Facebook, Instagram, X(旧Twitter), YouTube

令和6年 第5回定例会 12月9日(月) 一般質問

救助活動について

質問 1 AEDの設置場所の周知に対し、報告義務のないAEDについて市が把握していない状況をどのように考えているのか。

回答：民間施設におけるAEDの設置については、ホームページにて把握に努めており、公表を承諾いただいた市内の各種施設については、ホームページで公表している。

質問 2 日本のAED使用率はこの10年伸び悩んでいることについてどのように捉えているのか。

回答：AEDの使用率が低いことについては、AEDに関する知識がないなどの理由が考えられる。119番通報を受けた際には、口頭で心肺蘇生法を指導するとともに、救命講習での心肺蘇生法とAEDの使用法の普及啓発に努める。

質問 3 中学、高校だけではなく小学校にも心臓マッサージやAEDの使用法の学習を広げていく方向性はあるのか。

回答：小学校の保健の教科書には、「けがの手当て」の発展学習の中で倒れた人を発見した場合の対応として、AEDや胸骨圧迫のことも掲載しているが、一番強調されていることは、「応援を呼ぶ」ということ。まずは、AEDがどこにあるのか、倒れた人がいたらどのような行動をするのか等の命を救うためにはどのようなことができるのかを考える授業を進めていきたい。

原なつ子の

思い

突然の人命救助が必要な時に自分自身が機敏に行動できるようにいつでも、どんな時でも動ける準備をしていくことの重要性を感じました。市民の皆さまと共に再度、AEDの使用法、そして心肺蘇生法の訓練を継続して行っていきたいと思います。

子どもの教育、そして学ぶ場について



質問 1 伝承遊びについてどのように考えているのか。

回答：子どもたちが社会的・文化的な学びを深める重要な機会と考えている。小学校では、体づくり運動として鬼ごっこなどの遊びをし、地域の伝統や文化に触れる活動としてコマ回しやかるたなどの遊びを取り入れている。又、小学校高学年や中学校では、百人一首を授業に用いている。



原なつ子 2025年2月発行 市議会報告

芦屋市議会議員1期目 / 無所属 / あしや政風会

2025(令和7)年、原なつ子市議会報告は第6号からスタート致します。今年も宜しくお願い致します。

今年は、阪神・淡路大震災から30年を迎える年であり

ます。震災の経験と教訓の継承により私たちは日頃から今後起こりうる災害に備えることを徹底して行っていく必要があります。

その為にはまず、個々の防災意識を高めていきましょう。



2024(令和6)年11月29日(金)から第5回定例会が開催され各常任委員会、そして一般質問を行いました。今回は12月9日(月)に一般質問を行い、初めて3つのテーマで質疑を行いました。

①救助活動について ②フレイル予防について ③子どもの教育、そして学ぶ場について

一般質問

救助活動について

中面へ

一般質問

フレイル予防について

中面へ

一般質問

子どもの教育、学ぶ場について

中面へ

活動参加

2024年(令和6) 10/26(土) 高齢者スポーツ大会 参加
11/10(日) 打出小縫町防災訓練 参加
11/23(土) 浜町、西蔵町合同防災訓練 参加
11/24(日) ユナイテッドリレーマラソン 参加
12/7(土) 防災フェスタ(呉川町、浜芦屋町)参加
12/8(日) 防災訓練(春日町、打出町)参加

2025年(令和7) 1/12(日) 芦屋市消防出初め式 参加
1/13(月・祝日) 芦屋市二十歳のつどい 参加
1/17(金) 阪神・淡路大震災芦屋市犠牲者追悼式 参加
1/26(日) 防災総合訓練 参加



フレイル予防について

フレイルとは
年齢に伴って筋力や心身の活力が低下した病態のことです。

質問 1 芦屋市フレイル予防事業についての広報活動はどのように行われているのか。

回答：高齢者支援センターや芦屋病院等の市内医療機関、地域支え合い推進委員などを通じてチラシを配布しており、広報あしや、ホームページにも掲載している。

質問 2 予防事業において“通いの場”への訪問はどのような目的や背景により考えられたのか。

回答：令和2年度の法改正により高齢者の健康寿命延伸に向けて実施している「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業」の一環として始めた。医療専門職がフレイル予防に関する健康講座や健康相談を実施することとその重要性について高齢者の皆さまに理解を深めていただいている。

質問 3 こころ/認知の虚弱や社会性の虚弱についてのアプローチはどのように考えられているのか。

回答：こころや認知、社会性の虚弱は、フレイルの入り口である社会参加や人とのつながりの減少と関連しており、通いの場を活用した取組みのほか、高齢者支援センターにおいても地域の特色に合わせたフレイル予防を実施している。今後も引き続き、お一人でも気軽に参加できる、積極的な地域内交流の機会の提供を推進していく。



原なつ子の

思い

まずはフレイルという言葉の意味をより多くの市民の皆さまに知っていただき、個々にフレイル予防を意識できるように活動の輪を広げていきたいです。

質問 2 学校や習い事以外で子どもたちの学ぶ場について教育委員会としては、どのように考えているのか。

回答：地域行事への参加や家族との関わりといった体験が増えることで子どもたちの自主性や協調性など、心と体を育む貴重な経験と考えている。

原なつ子の

思い

通信技術が進む中で携帯電話やタブレットでのゲーム遊びの中心になっている今、昔から親しまれてきた伝承遊びこそ次世代に残していきたいものであると私は思います。子どもたちの創造力や手先を器用に使う柔軟性をぜひ養ってほしいです。

298-1

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	299					
支出年月日	令和 7 年 2 月 27 日					
項 目 (該当項目に0をつけてください)	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費	
	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費	
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)						
別紙						
充 当 内 容 (按分の計算方法)	コピーリース代(2月分) $¥20856 \times 0.95 = ¥19813$					
そ の 他	あしや政経会					

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

あしや政風会 御中

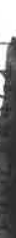
証收領

毎々格別のお引立てにあずかり厚くお礼申し上げます。
下記金額を正に領収させていただきましたこと、お知らせ申し上げます。

発行日 2025年02月07日
領収証番号 00000
リコーリース
東京都港区東新橋1丁目5番2号

印紙税申告納
付につき麴町
税務署承認済

領 収 日	2025年 2月 4日
領 収 額	20,856 円

お支払方法	口座振替	
振替口座		口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。 イリセキニシヤ イワオカ リヨウスケ

領收明細書

[illegible]

続きは裏面をご覧ください。

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	300				
支出年月日	令和 7 年 2 月 4 日				
項 目 (該当項目に○をつけてください)	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費
	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費
領収書等貼付欄（支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。）					
別 添					
充 当 内 容 (按分の計算方法)	スマホ使用料 $3,043 \times 1.1 = 3,347$ $3,347 \times 0.5 = 1,673$ 円				
そ の 他	岩岡りょうすけ				

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

ご利用料金のお知らせ

岩岡 良典 様

登録番号：T2010901041404

発行日：2025/02/04

楽天モバイル株式会社

東京都世田谷区玉川一丁目14番1号

楽天クリムゾンハウス

請求合計額（税込）	6,694円
不課税対象 合計	0円
消費税10%課税対象金額（税抜）	6,086円
課税対象に対する消費税(10%)	608円

お支払い方法 クレジットカード

請求番号 [redacted] ご利用年月 2025/01

ご利用電話番号 [redacted]

サービス内容/詳細	ご利用期間	金額	税区分
[redacted]	[redacted]	[redacted]	税別
[redacted]	[redacted]	[redacted]	税別
[redacted] 料	[redacted]	[redacted]	税別
[redacted]	[redacted]	[redacted]	税別
合計		[redacted]	

ご利用電話番号 [redacted]

サービス内容/詳細	ご利用期間	金額	税区分
[redacted]	[redacted]	[redacted]	税別
[redacted]	[redacted]	[redacted]	税別
[redacted]	[redacted]	[redacted]	税別
[redacted]	[redacted]	[redacted]	税別
合計		[redacted]	

ご利用電話番号 [redacted]

サービス内容/詳細	ご利用期間	金額	税区分
Rakuten最強プラン (1回線目)20GB~	2025/01/01 - 2025/01/31	2,980円	税別
国内通話/SMS		60円	税別
ユニバーサルサービス料		2円	税別
電話リレーサービス料		1円	税別
合計		3,043円	

■毎月のご利用料金は、ご利用月の翌月4日ごろに確定いたします。

■収納状況について

- ・お支払い方法により収納状況の更新タイミングは異なります。
クレジットカードの場合：ご利用月の翌月11日ごろ
口座振替の場合：ご利用月の翌月末～翌々月10日の間
コンビニ払込票の場合：コンビニエンスストアでお支払いいただいた日

■お支払い方法がクレジットカードのお客様

- ・口座引き落としタイミングはご利用のカード会社により異なります。
- ・ご登録のクレジットカードの有効期限が切れている場合や、仮売上処理で承認エラーが発生した場合は、お引き落としが出来ません。
ご利用月の中旬ごろ発行するコンビニ払込票でお支払いください。

300-1

ご契約開始日：2020/04/10

ご契約住所：〒

兵庫県芦屋

東京都世田谷

支払証明書

下記の楽天モバイルサービスのご利用料金についてお支払済みであることを証明致します。

ポイント利用額 0円

請求合計額（税込） 6,694円

不課税対象 合計 0円

消費税10%課税対象金額（税抜） 6,086円

課税対象に対する消費税(10%) 608円

お支払い方法 クレジットカード

請求番号

ご利用年月 2025/01

ご利用電話番号

サービス内容/詳細	ご利用期間	金額	税区分
			税別
			税別
			税別
			税別
合計			

ご利用電話番号

サービス内容/詳細	ご利用期間	金額	税区分
R			税別
			税別
ニ			税別
			税別
合計			

ご利用電話番号

サービス内容/詳細	ご利用期間	金額	税区分
Rakuten最強プラン（1回線目）20GB～		2,980円	税別
国内通話/SMS	2025/01/01 - 2025/01/31	60円	税別
ユニバーサルサービス料		2円	税別
電話リレーサービス料		1円	税別
合計		3,043円	

300-2

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	301				
支出年月日	令和7年2月5日				
項目 (該当項目に0をつけてください)	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費
	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費
領収書等貼付欄（支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。）					
別紙					
充当内容 (按分の計算方法)	ス2千代 (2月分) $\text{¥}3814 \times \frac{1}{2} = \text{¥}1907$				
その他	川上				

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

料金内訳書

〈凡例〉 U：税込料金、*：免税料金等、#：旧税率計算対象料金

KDDI 株式会社

川上 朝栄 様

ご請求コード

発行日：2025年 2月 5日

1 頁

●UQモバイル電話料金

●合計

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
ご請求額	3,814		
＜ 1月ご利用内訳＞	3,814		お客様コード
▼プラン利用料	3,450		ご利用月数は2025年 2月まで 1年 8ヶ月目です。
ミニミニプラン+増量+通話放題		4,450	増量OP (500円) と通話放題 (1800円) を含みます
自宅セット割		-1,000	カウント対象回線数 4台
▼通話料/ミニミニプラン+通話放題	15		
通話料		22,840	
SMS送信料		15	
通話放題割引額		-22,840	
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼電話リレーサービス料	1		
▼消費税等相当額 (10%)	346		10%消費税の課税対象額 3,468円

その他の回線

●UQモバイル機器代金/その他商品代金

●合計

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
その他の回線			

●BIGLOBE利用料

●合計

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
BIGLOBE利用料			

・通話放題または通話放題ライトご加入者は、電話きほんパック (V) が無料となります。

・BIGLOBEの利用明細の見方についてはBIGLOBEのサポートページをご参照ください。 <https://biglobe.jp/bmm>

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	302				
支出年月日	令和 7 年 2 月 6 日				
項目 (該当項目に0をつけてください)	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費
	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)					

領 収 証

16000-2005259

あしや政風会

様

金額

¥2,805 ※

収
入
印
紙

但し 請求書通り

令和 7 年 02 月 06 日

上記の金額正に領収いたしました。

現金・小切手	¥	※
振 込	¥	※
手形・相殺	¥	※
計	¥	2,805 ※

神戸市中央区浜辺通2丁目1

富士フイルムビジネスイノベーション

扱 者 印

(本証に社印および扱者印の無いもの、並びに金額の訂正したものは無効です。)

充当内容 (按分の計算方法)	20一代(2月分) ¥2805 × 0.95 = ¥2664
その他	あしや政風会

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	303				
支出年月日	令和 7 年 2 月 1 日				
項目 (該当項目に○をつけてください)	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費
	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)					
EneJet 納品書(領収書) 神戸スタンダード石油株式会社 芦屋SS 芦屋市平田北町3-11 TEL: 0797-22-5545 登録番号: T9140001011998 2025/02/07(金)08:53 EneKey 様 14096 0000 売上 レギュラ 020020 ￥5000 28.09L @178.0 L- 5 N-13 割引適用(022573) 3円/L,個 割引 済み 小計 ￥5,000 (10%対象 ￥5,000 内消費税 ￥455) 合計 ￥5,000 承認No. 0995149 支払方法 一括 事前オソリ OK 端末処理通番 19766					
充当内容 (按分の計算方法)	$5000 \times \frac{1}{2} = 2500$				
その他	おひらき				

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	304
支出年月日	令和7年2月9日
項目 (該当項目に○をつけてください)	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄（支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。）	

No. 182247

領収証 **おしゃ政風会 岩岡りょうすけ** 様

金額 **¥. 111,650-**

但 **ホステイング代**

2025年2月9日 上記正に領収いたしました

消費税額等()

〒653-0843 神戸市長田区御屋敷通1丁目1-20
株式会社 **インブ**
TEL: 078-621-

充当内容 (按分の計算方法)	ホステイング代 $111,650 \times 0.85$		94,902円
その他	岩岡りょうすけ $29,000$ 都 単価 3.50円		

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けしないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費業務委託契約書

委託者「(会派又は議員) あしや政風会 岩岡りょうすけ」(以下「甲」という)、受託者「株式会社インプレス」(以下「乙」という)は、次に掲げる業務に関し、以下のとおり業務委託に関する契約を締結する。

1 委託業務の名称 広報紙のポスティング

2 業務場所 芦屋市内

3 委託期間 令和7年1月20日～令和7年2月10日

4 委託料

111,650	円
〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額(適用税率10%)〕	
10,150	円

5 委託料の支払方法
銀行振込

6 その他

上記以外について、委託者と受託者は次の条項により、信義に従って誠実に委託契約を履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自一通を保有するものとする。

令和7年2月10日

甲 住 所 兵庫県芦屋市精道町7番6号 芦屋市議会内
氏 名 あしや政風会 岩岡りょうすけ

乙 住 所 兵庫県神戸市長田区御屋敷通1-1-20
氏 名 株式会社 インプレス

(総則)

第1条 乙は、頭書の委託料をもって頭書の履行期間内に、第2条に記載する業務（以下「本業務」という。）を行わなければならない。

(委託業務内容)

第2条 甲は乙に対し、以下の業務（以下「本業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

(1) 納品した広報紙の全量を指定エリア及び指定期間内にポスティングすること

(2)

(3)

(4)

(5)

(再委託の制限)

第3条 乙は、本業務を第三者に再委託してはならない。但し、甲が承諾したときは、その限りでない。

(権利義務の譲渡)

第4条 甲および乙は、本契約により生ずる権利の全部または一部を、第三者に譲渡または担保の目的に供してはならない。また、本契約および個別契約より生ずる義務の全部または一部を、第三者に引き受けさせてはならない。

(秘密保持)

第5条 乙は、本契約期間中または期間満了後を問わず、本業務に関して知り得た秘密を第三者に漏洩してはならず、また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

(個人情報の保護)

第6条 乙は、本業務について、個人情報保護法、芦屋市個人情報保護条例及び関係法令等の規定を順守の上取り扱わなければならない。

(解除)

第7条 甲または乙が次の各号のいずれかに該当したときは、その相手方は、催告その他の手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 破産、特別清算、民事再生手続もしくは会社更生手続開始の申立を受け、または自らこれらの一を申し立てたとき。

(2) 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売申立てまたは公租公課滞納処分を受けたとき。

(3) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。

(4) 解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。

(5) 自ら振出し、または引き受けた手形、小切手が不渡り処分になる等、支払いが不能な状態になったとき。

(6) 相手方への連絡が1ヶ月以上とることができなくなったとき。

(7) 相手方が本契約の各条項に違反したとき。

(8) 相手方に重大な過失または背信行為があったとき。

(9) その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

(契約終了後の処理)

第8条 乙が本契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した資料等は、本契約終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(損害賠償)

第9条 甲および乙は、本契約に関して相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合には、相手方に対しその賠償を請求することができる。

(不可抗力免責)

第10条 天災地変、法令の改廃その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わない。

(裁判管轄)

第11条 本契約に関する一切の争訟は、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(協議)

第12条 本契約に定めのない事項、または本契約の解釈等に疑義が生じたときは、甲乙は誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする。

12月定例会の開会日初日にたかおか知子議員に対する問責決議が賛権を除く全会一致で可決されました。決議案の全文はQRコードから。

11月17日に行われた兵庫県知事選挙投票日において下記の2点の行為に対して、市議会全体の不信を招き、市民の信頼を著しく失墜させる行為として猛省を求めました。なお、決議案に対し、たかおか議員からは弁明の申し出はありませんでした。

選挙運動が禁止されている兵庫県知事選挙の投票日にSNS「X(旧 Twitter)」上でたかおか議員が支持する候補者とは別の候補者を誹謗中傷していると見られかねない内容の動画が付された投稿を引用し情報発信した。

同日、たかおか議員は芦屋市長の写真を無断で使用し、「今日 投票日です」といった吹き出し文字を加工・編集して付し、さらに自身が支持する候補者の氏名・写真を合成した動画を作成し、SNS「X」上で投稿した。

会派名	あしや政風会	日本共産党 芦屋市支部議員団	公明党	日本維新の会	革新会	会派に属さない議員
議員名	たかおか知子	山田 浩二	山田 浩二	山田 浩二	山田 浩二	山田 浩二
議員団長	山田 浩二	山田 浩二	山田 浩二	山田 浩二	山田 浩二	山田 浩二
議員団員	山田 浩二	山田 浩二	山田 浩二	山田 浩二	山田 浩二	山田 浩二
議員団員数	山田 浩二	山田 浩二	山田 浩二	山田 浩二	山田 浩二	山田 浩二

※「○」は賛成、「×」は反対、「△」は欠席、「無」は無効、「議」は議決、「議」は議決
※議員は決議に参加しないため、表決結果は「議」になっています。

Report

議員研修会 神戸市資源リサイクルセンター視察

防災に関する政策を研究する会 芦屋学園

芦屋市技能功労者表彰式

所属する総務常任委員会で意見交換会inうちぶん

苦小牧市 会派視察にて福祉トイレカー「とまっし」

【発行】事務所：芦屋市浜町10-23 MAIL: info@iwaoka-ryosuke.com HP: https://iwaoka-ryosuke.com/



はじめに

新年のご挨拶を申し上げると同時に、令和6年能登半島地震から1年が経ちましたが、今なお被害の残る被災地の日も早いご復興を祈り、被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。

また今年は阪神・淡路大震災から30年の節目の年を迎えます。被災した経験を礎に、防災減災について学び、風化させず未来へと語り継いでいくことが大切です。

議会では毎年、議会BCP(機能継続計画)訓練に取り組んでいる他、昨年から市議会議員有志による勉強会「防災に関する政策を研究する会」が結成され、関係各所のご協力を得ながら防災への学びを深めています。

選択的夫婦別姓の導入を国に求める意見書が可決されました。

選択的夫婦別姓制度の速やかな導入を求める意見書(QRコードより全文)が1票差の僅差で可決されました。私が所属する会派あしや政風会では反対いたしました。芦屋市議会の賛否は下記の通りです。

会派名	あしや政風会	日本共産党 芦屋市支部議員団	公明党	日本維新の会	革新会	会派に属さない議員
議員名	山田 浩二	山田 浩二	山田 浩二	山田 浩二	山田 浩二	山田 浩二
議員団長	山田 浩二	山田 浩二	山田 浩二	山田 浩二	山田 浩二	山田 浩二
議員団員	山田 浩二	山田 浩二	山田 浩二	山田 浩二	山田 浩二	山田 浩二
議員団員数	山田 浩二	山田 浩二	山田 浩二	山田 浩二	山田 浩二	山田 浩二

※「○」は賛成、「×」は反対、「△」は欠席、「無」は無効、「議」は議決、「議」は議決
※議員は決議に参加しないため、表決結果は「議」になっています。

私も総務常任委員会の請願審査において質疑、反対討論を行いました。

速やかな導入を要請する動機として意見書中に民法第750条が違憲とあるが、過去2回(平成27年【判決】と令和3年【決定】)にわたり最高裁は合憲と判断している。

質疑の中で750条を違憲と断定する根拠は示されなかった。

内閣府世論調査(右図)では旧姓使用の拡大が42.2%を占め最多となっている。選択的夫婦別姓にも親子別姓などの課題がある以上、家族のあり方「全体」について国会で議論すべき。

第750条 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。

令和3年実施内閣府「家族の法制に関する世論調査」の結果



神戸市とのごみの広域処理について

環境処理センター施設整備についての市民意見募集を実施

環境処理センター施設整備についての市民意見募集(パブリックコメント)が令和6年9月19日~10月28日に行われました。実施結果と市の回答はQRから。神戸市とのごみの広域処理開始までのスケジュール(案)は以下の通り。

広域処理開始までのスケジュール(案)
議会の審議を経て2市間協議書を締結し、芦屋市内に、ごみを大型車に積み替える中継施設を整備した後に広域処理を開始する。(令和12年度以降の見込み)
令和6(2024)年9月中旬 広域処理の連携に関するパブリックコメント
令和7(2025)年2月~ 2市間協議書に関する議案の審議 2市間協議書締結
令和7(2025)年度~ 芦屋市の広域処理に必要な施設等の整備
令和12(2030)年度以降 広域処理開始

環境面でのメリットだけでなく芦屋市の財政面でも大きなスケールメリットがあります!

40%支出抑制

施設整備サイクルを踏まえた長期的な経費比較(イメージ)

あしや政風会は、去る令和5年6月5日において、神戸市会議長である坊やすなが議長、並びに神戸市会最大会派であり、自民党会派である自民党神戸市会議員団 国長平井まご子議員に対して、神戸市とのごみ処理施設広域化実現に向けての円滑な協議を求める要望を行い、自民党神戸市会議員団と協力して参りました。

引き続き両市にとって最善の事業となるよう進捗を注視して参ります。

芦屋川沿線道路等の一方通行化検討について

交通シミュレーションを実施

芦屋川の沿岸道路等(市道)芦屋川左岸線、(市道)芦屋川右岸線、(県道)奥山精道線は、いずれも対面通行となっていますが、歩道の狭小区間や阪急芦屋川駅周辺では駐車車による混雑が常態化している。交通安全上の課題を抱えています。

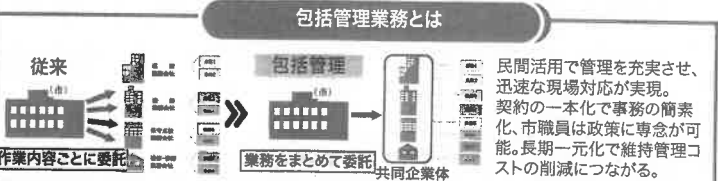
市はこれらを踏まえ、交通処理機能の観点からみた一方通行化の可能性について検討しています。早期に課題解決を期待できる国道2号以北の一方通行化を先行して検討実施。



規制対象路線の複数の交通シミュレーションの結果、「現況より大幅な混雑が発生しない」、「交差点部の道路幅員や線形の見直しを必要としない」、「走行台時間の増加量が最も少ない」、「阪急芦屋川駅でのバス利用者等の乱横断が生じない」ことから、右図の県道奥山精道線を含めた時計回りの一方通行化案が最も望ましい結果となりました。今後、市は関係機関や地元との協議を行っていく運びです。

道路公園包括管理業務の契約候補者が決定

芦屋市の先進的な取り組みとして令和4年度から街路樹等の管理について、令和5年度からは道路や公園施設等の管理について包括管理業務委託を実施してきました。令和7年度から街路樹管理も含めた道路公園包括管理業務委託を実施する運びとなりおり公募型提案方式を実施。令和7年4月1日から令和10年3月31日の間の契約候補者が「(株)笠谷工務店・池本健建設(株)・(株)協立道路サービス共同企業体」に決定いたしました。



政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	305				
支出年月日	令和7年2月10日				
項目 (該当項目に〇をつけてください)	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費
	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)					

領収証

福井みほ

様

No.

★

42,250

内訳

現金

小切手

手形

消費税額等 (%)

コクヨ ウケ-98

但 市政報告 Vol. 55 新春号

2025年2月10日 上記正に領収いたしました

収入印紙

充当内容
(按分の計算方法)

市政報告 Vol. 55 新春号 配布代

$42,250 \times 0.85 = 35,912$

その他

8450枚 / (枚あたり) 5円

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けしないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費業務委託契約書

委託者「(会派又は議員) 福井 美奈子」(以下「甲」という)、受託者「

1 委託業務の名称

市政報告書 Vol.55 新春号の配布

2 業務場所

市内

3 委託期間

2025.1.7 ~ 2025.2.9

4 委託料

42,250 円
〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額(適用税率10%)
委託料に含む 円〕

5 委託料の支払方法

現金

6 その他

上記以外について、委託者と受託者は次の条項により、信義に従って誠実に委託契約を履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自一通を保有するものとする。

令和7年 1 月 7 日

甲 住所氏名

芦屋市 

福井 美奈子 

乙 住所氏名


 印

(総則)

第1条 乙は、頭書の委託料をもって頭書の履行期間内に、第2条に記載する業務（以下「本業務」という。）を行わなければならない。

(委託業務内容)

第2条 甲は乙に対し、以下の業務（以下「本業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

(1) 指定期間内に配布すること。

(2)

(3)

(4)

(5)

(再委託の制限)

第3条 乙は、本業務を第三者に再委託してはならない。但し、甲が承諾したときは、その限りでない。

(権利義務の譲渡)

第4条 甲および乙は、本契約により生ずる権利の全部または一部を、第三者に譲渡または担保の目的に供してはならない。また、本契約および個別契約より生ずる義務の全部または一部を、第三者に引き受けさせてはならない。

(秘密保持)

第5条 乙は、本契約期間中または期間満了後を問わず、本業務に関して知り得た秘密を第三者に漏洩してはならず、また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

(個人情報の保護)

第6条 乙は、本業務について、個人情報保護法、芦屋市個人情報保護条例及び関係法令等の規定を順守の上取り扱わなければならない。

(解除)

第7条 甲または乙が次の各号のいずれかに該当したときは、その相手方は、催告その他の手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 破産、特別清算、民事再生手続もしくは会社更生手続開始の申立を受け、または自らこれらの一を申し立てたとき。

(2) 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売申立てまたは公租公課滞納処分を受けたとき。

(3) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。

(4) 解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。

(5) 自ら振出し、または引き受けた手形、小切手が不渡り処分になる等、支払いが不能な状態になったとき。

(6) 相手方への連絡が1ヶ月以上とることができなくなったとき。

(7) 相手方が本契約の各条項に違反したとき。

(8) 相手方に重大な過失または背信行為があったとき。

(9) その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

(契約終了後の処理)

第8条 乙が本契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した資料等は、本契約終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(損害賠償)

第9条 甲および乙は、本契約に関して相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合には、相手方に対しその賠償を請求することができる。

(不可抗力免責)

第10条 天災地変、法令の改廃その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わない。

(裁判管轄)

第11条 本契約に関する一切の争訟は、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(協議)

第12条 本契約に定めのない事項、または本契約の解釈等に疑義が生じたときは、甲乙は誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	306					
支出年月日	令和 1 年 2 月 11 日					
項 目 (該当項目に○をつけてください)	調査研究費	研修費	広報費	○ <u>広聴費</u>	要請・陳情活動費	
	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費	
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)						
充 当 内 容 (按分の計算方法)	$3163 \times \frac{1}{2} = 1581$					
そ の 他	4191					

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。



ご利用料金内訳明細書

請求先名 : 福井 利道 様

発行日 2025年 2月 11日
ソフトバンク株式会社（ソフトバンク）
登録番号：T9010401052465

請求先番号:

Billing number

請求月 : 2025年1月分(2025年1月1日～2025年1月31日ご利用分)

Month of Issue

[illegible]

※ユニバーサルサービス・電話リレーサービスについては、(一社)電気通信事業者協会のHPをご参照ください。 <https://www.tca.or.jp/>

※更新月等の各種ご契約内容についてはMy SoftBankの契約内容照会よりご確認ください。

※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。

※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	307
支出年月日	令和7年2月12日
項目 (該当項目に○をつけてください)	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄（支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。）	
 納品書(領収書) 神戸スタンダード石油株式会社 芦屋SS 芦屋市平田北町3-11 TEL:0797-22-5545 登録番号: T9140001011998 2025/02/12(水) 13:55 モバイルEneKey 山本 様 14096 0000 売上 レギュラー 020020 ¥4000 22.73L @176.0 L- 3 N- 7 アプリクーポン適用(2005) 5円/L, 個 割引 済み 小計 ¥4,000 (10%対象 ¥4,000 内消費税 ¥364) 合計 ¥4,000 承認No. 4714631 支払方法 一括 事前OK 端末処理通番 14631 ENEOS公式アプリID モバイルEneKeyID 楽天カード: XXXXXXXXXXXXXXXXXX 取引コード: 12502127009600178758 取引日時: 2025/02/12 13:53:44	
充当内容 (按分の計算方法)	ガソリン代 (2月分) ¥4000 × 1/2 = ¥2000 残 ¥3000
その他	なし

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	308				
支出年月日	令和7年2月12日				
項目 (該当項目に○をつけてください)	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費
	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費
領収書等貼付欄（支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。）					

領 収 証

戸田市議会議員

福井みな子 様

No.

★ ￥61,578 -

但 ポスティング 13995枚 2025年2月度
2025年2月12日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜税込)
	10%	55,980
		消費税額等
		5,598
税率		金額(税抜税込)
		消費税額等

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

〒652-0816 神戸市兵庫区西加瀬町1丁目8番10号
株式会社神戸新聞

充当内容 (按分の計算方法)	市政報告書 Vol.55 新春号の配布 $61,578 \times 0.85 = 52,341$
そ の 他	

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費業務委託契約書

委託者「(会派又は議員) 福井 美奈子」(以下「甲」という)、受託者「神戸新聞ホスティング」(以下「乙」という)は、次に掲げる業務に関し、以下のとおり業務委託に関する契約を締結する。

1 委託業務の名称

市政報告書 Vol. 55 新春号の配布

2 業務場所

芦屋市内

3 委託期間

令和7年1月7日 ~ 1月末日まで

4 委託料

61,578 円

〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額(適用税率10%)〕
委託料に含む 円

5 委託料の支払方法

振込

6 その他

上記以外について、委託者と受託者は次の条項により、信義に従って誠実に委託契約を履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自一通を保有するものとする。

令和7年1月7日

甲 住所氏名

芦屋市

福井 美奈子

乙 住所氏名

〒652-0316 神戸市兵庫区永沢町4丁目5-7

株式会社神戸新聞神戸中央販売

(総則)

第1条 乙は、頭書の委託料をもって頭書の履行期間内に、第2条に記載する業務（以下「本業務」という。）を行わなければならない。

(委託業務内容)

第2条 甲は乙に対し、以下の業務（以下「本業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

- (1) 期間内に配布すること。
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)

(再委託の制限)

第3条 乙は、本業務を第三者に再委託してはならない。但し、甲が承諾したときは、その限りでない。

(権利義務の譲渡)

第4条 甲および乙は、本契約により生ずる権利の全部または一部を、第三者に譲渡または担保の目的に供してはならない。また、本契約および個別契約より生ずる義務の全部または一部を、第三者に引き受けさせてはならない。

(秘密保持)

第5条 乙は、本契約期間中または期間満了後を問わず、本業務に関して知り得た秘密を第三者に漏洩してはならず、また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

(個人情報の保護)

第6条 乙は、本業務について、個人情報保護法、芦屋市個人情報保護条例及び関係法令等の規定を順守の上取り扱わなければならない。

(解除)

第7条 甲または乙が次の各号のいずれかに該当したときは、その相手方は、催告その他の手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 破産、特別清算、民事再生手続もしくは会社更生手続開始の申立を受け、または自らこれらの一を申し立てたとき。
- (2) 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売申立てまたは公租公課滞納処分を受けたとき。
- (3) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。
- (4) 解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。
- (5) 自ら振出し、または引き受けた手形、小切手が不渡り処分になる等、支払いが不能な状態になったとき。
- (6) 相手方への連絡が1ヶ月以上とることができなくなったとき。
- (7) 相手方が本契約の各条項に違反したとき。
- (8) 相手方に重大な過失または背信行為があったとき。
- (9) その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

(契約終了後の処理)

第8条 乙が本契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した資料等は、本契約終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(損害賠償)

第9条 甲および乙は、本契約に関して相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合には、相手方に対しその賠償を請求することができる。

(不可抗力免責)

第10条 天災地変、法令の改廃その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わない。

(裁判管轄)

第11条 本契約に関する一切の争訟は、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(協議)

第12条 本契約に定めのない事項、または本契約の解釈等に疑義が生じたときは、甲乙は誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	309
支出年月日	令和7年2月13日
項目 (該当項目に〇をつけてください)	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄（支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。）	
充当内容 (按分の計算方法)	市人相談 駐車場代 ￥200
その他	川上

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	310
支出年月日	令和 7 年 2 月 14 日
項目 (該当項目に〇をつけてください)	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)	
EneJet 納品書(領収書) 神戸スタンダード石油株式会社 芦屋SS 芦屋市平田北町3-11 TEL:0797-22-5545 登録番号:T9140001011998 2025/02/14(金)16:34  EneKey 様 14096 0000 元上 レギュラー 020020 ¥3600 19.89L @181.0 L- 3 N- 7 小計 ¥3,600 (10%対象 ¥3,600 内消費税 ¥327) 合計 ¥3,600 承認No. 0910975 支払方法 一括 事前オーソリ OK 端末処理通番 16164	
充当内容 (按分の計算方法)	$3600 \times \frac{1}{2} = 1800$
その他	お礼

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	311				
支出年月日	令和7年 2 月 19 日				
項 目 (該当項目に〇をつけてください)	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費
	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費
領収書等貼付欄（支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。）					
EneJet 納品書(領収書) 神戸スタンダード石油株式会社 芦屋SS 芦屋市平田北町3-11 TEL:0797-22-5545 登録番号: T9140001011998 2025/02/19(水) 17:33 川上 様 14096 0000 元上 レギュラー 020020 ¥3800 21.84L @174.0 L-1 N-1 アプリクーポン適用(2007) 7円/L, 個 割引 済み 小計 ¥3,800 (10%対象 ¥3,800 内消費税 ¥345) 合計 ¥3,800 承認No. 4710575 支払方法 一括 事前オケ OK 端末処理通番 10575 ENEOS公式アプリID モバイルEneKey ID 楽天カード 取引コード: 12502197009600179555 取引日時: 2025/02/19 17:31:24					
充 当 内 容 (按分の計算方法)	ガソリン代 (2月分) ¥3800 × 1/2 = ¥1900 残 ¥1100				
そ の 他	川上				

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	312				
支出年月日	令和7年2月20日				
項目 (該当項目に0をつけてください)	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費
	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費
領収書等貼付欄（支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。）					
 納品書（領収書） コスモ石油販売（株）京阪神カンパニー セルフステーション芦屋 兵庫県芦屋市 川西町 4-17 TEL:0797-97-2782 SS-088922 登録番号：T5010001146720 2025年02月20日 17:06 伝票No.0215 通番2250 福井美奈子様 * 61-08892-000006-001 売上 現金フリー 11200 レギュラー ガソリン P03 ￥4023 数量 22.86(L) 単価 176 値引きQR 01 -23 ----- 合計 ￥4,000 (内消費税 53.8 ￥1230) (内税分消費税 ￥364) (10%税込対象額 ￥4000) (10%消費税 ￥364) お預り ￥10,000 お釣り ￥6,000 2月分ガソリン代として 4,000 × 0.5 = 2000					
充当内容 (按分の計算方法)					
その他					

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	313					
支出年月日	令和 7 年 2 月 21 日					
項目 (該当項目に○をつけてください)	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費	
	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費	
領収書等貼付欄（支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。）						
□□□□□□□□□□□□□□□□ □ 三ツバ-7県庁前 □ □ またのお越しを □ □ お待ちしております □ □□□□□□□□□□□□□□□□ 領 収 証 入庫日時 2025年02月21日 15時45分 出庫日時 2025年02月21日 17時10分 No.01-000271 車室04-000003 駐車料金（一般） 600円 料金計 600円 投入現金 600円 釣銭額 0円						
充当内容 (按分の計算方法)	駐車代(市民相談)					
その他	岩岡りょうすけ					

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	314
支出年月日	令和7年2月24日
項目 (該当項目に〇をつけてください)	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄（支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。）	
領収書 ASA株式会社 車室 No.4 入庫時刻 02月24日 12時34分 精算時刻 02月24日 16時00分 受領金額 800円 2025年02月24日16時01分 発行 インボイス制度登録番号T 2140002025830 駐車料金消費税率10% コインパーク宮本通2丁目	
充当内容 (按分の計算方法)	市民相談 駐車代 ¥ 800
その他	川上

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	315																								
支出年月日	令和7年2月24日																								
項目 (該当項目に〇をつけてください)	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費																				
	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費																				
領収書等貼付欄（支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。）																									
2025年02月分 ASA 領収証 No. 1- 121-0299-001 福井 美奈子 様 <table><tr><td>銘柄</td><td>部</td><td>金額</td><td colspan="2">本体価格/消費税(参考)</td></tr><tr><td>神戸朝刊※</td><td>1</td><td>4,800</td><td>4,445</td><td>355</td></tr><tr><td colspan="2">合計</td><td>¥ 4,800</td><td>8%対象 (消費税</td><td>¥4,800 ¥355)</td></tr><tr><td colspan="2">※は軽減税率対象品目</td><td colspan="3">(内消費税等¥355)</td></tr></table> 朝日新聞サービスアンカー芦屋南 〒659-0026 芦屋市西蔵町2-17 TEL: 0797-22-6833 FAX: 0798-38-4851 ㈱アサヒウイニング社 登録番号 T4140001072616 ASA 領収印 サービスアンカー 3月休刊日 3月10日(月) 毎度ご購読有難うございます。 左記の通り領収致しました。						銘柄	部	金額	本体価格/消費税(参考)		神戸朝刊※	1	4,800	4,445	355	合計		¥ 4,800	8%対象 (消費税	¥4,800 ¥355)	※は軽減税率対象品目		(内消費税等¥355)		
銘柄	部	金額	本体価格/消費税(参考)																						
神戸朝刊※	1	4,800	4,445	355																					
合計		¥ 4,800	8%対象 (消費税	¥4,800 ¥355)																					
※は軽減税率対象品目		(内消費税等¥355)																							
充当内容 (按分の計算方法)	新聞代 2月分 ¥4800																								
その他																									

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	316
支出年月日	令和 7 年 2 月 25 日
項目 (該当項目に〇をつけてください)	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)	

領 収 証

2025 年 2 月 25 日

No. 001091

芦屋市議会議員 川上 あさえ 様

¥ 80,889 -

但し 2025.1.22 ~ 2025.2.5 ホスティング代金として

上記の金額正に領収いたしました

登録番号 T7140001072340

2025.2.25 着金

10%対象 80,889 円

内消費税 7,354 円

内 訳	現金	
	小切手	
	振込	✓
	手形	
	その他	



株式会社

エル・サポート

〒663-8127 兵庫県西宮市小松町2-5-24
TEL 0798-49-8100 FAX 0798-49-8877

係 印

充当内容 (按分の計算方法)	市政報告本ホスティング代 $¥80,889 \times 0.85 = ¥68,755$
その他	川上 工

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

御 請 求 書

令和7年1月31日

芦屋市議会議員 川上 あさえ 様

株式会社エル・サポート

登録番号:T7140001072340

兵庫県西宮市小松町2-5-24

TEL:0798-49-8100

FAX:0798-49-8877

配布地域 : 芦屋市御指定エリア
配布期間 : 1/20~2/7
配布物 : A4/普通紙
取引条件 : 月末締切で翌月末の御振込
振込先 :

※ 下記の通り御請求申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

前回請求金額	ご入金額	繰越金額	当月お買上げ金額	消費税	今回請求金額
¥0	¥0	¥0	¥73,535	¥7,354	¥80,889

業 務 名	数 量	単 価	金 額	備 考
ポスティング	21,010	¥3.50	¥73,535	
小計	21,010		¥73,535	
消費税(10%)			¥7,354	
総計			¥80,889	

3167



L-SUPPORT.CO.,LTD

〒663-8127 兵庫県西宮市小松町2-5-24
TEL 0798-49-8100 FAX 0798-49-8877

■「コーガイチケット」・「シティライフ」等、情報紙への掲載
■チラシ・ダイレクトメール等、広告物の「ポスティング」
■Job Offer Process「求人デリバリー」へのお申込み
■その他、制作・印刷・企画提案等のお問い合わせ



株式会社
エル・サポートへ

政務活動費業務委託契約書

委託者「(会派又は議員) 川上 朝生」(以下「甲」という)、受託者
「株式会社エル・サポート」(以下「乙」という)は、次に掲げる業務に関し、
以下のとおり業務委託に関する契約を締結する。

1 委託業務の名称

市政報告下スラン

2 業務場所

芦屋市内

3 委託期間

R6 11~12月

4 委託料

80,889

円

[うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 (適用税率10%)]
円

5 委託料の支払方法

銀行振込

6 その他

上記以外について、委託者と受託者は次の条項により、信義に従って誠実に委託契約を履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自一通を保有するものとする。

令和6年11月8日

甲 住所
氏名

川上 朝生

乙 住所
氏名

653-8127 兵庫県西宮市小松町2-5-24

株式会社エル・サポート

(総則)

第1条 乙は、頭書の委託料をもって頭書の履行期間内に、第2条に記載する業務（以下「本業務」という。）を行わなければならない。

(委託業務内容)

第2条 甲は乙に対し、以下の業務（以下「本業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

- (1) 市政報告システム
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)

(再委託の制限)

第3条 乙は、本業務を第三者に再委託してはならない。但し、甲が承諾したときは、その限りでない。

(権利義務の譲渡)

第4条 甲および乙は、本契約により生ずる権利の全部または一部を、第三者に譲渡または担保の目的に供してはならない。また、本契約および個別契約より生ずる義務の全部または一部を、第三者に引き受けさせてはならない。

(秘密保持)

第5条 乙は、本契約期間中または期間満了後を問わず、本業務に関して知り得た秘密を第三者に漏洩してはならず、また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

(個人情報の保護)

第6条 乙は、本業務について、個人情報保護法、芦屋市個人情報保護条例及び関係法令等の規定を順守の上取り扱わなければならない。

(解除)

第7条 甲または乙が次の各号のいずれかに該当したときは、その相手方は、催告その他の手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 破産、特別清算、民事再生手続もしくは会社更生手続開始の申立を受け、または自らこれらの一を申し立てたとき。
- (2) 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売申立てまたは公租公課滞納処分を受けたとき。
- (3) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。
- (4) 解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。
- (5) 自ら振出し、または引き受けた手形、小切手が不渡り処分になる等、支払いが不能な状態になったとき。
- (6) 相手方への連絡が1ヶ月以上とることができなくなったとき。
- (7) 相手方が本契約の各条項に違反したとき。
- (8) 相手方に重大な過失または背信行為があったとき。
- (9) その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

(契約終了後の処理)

第8条 乙が本契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した資料等は、本契約終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(損害賠償)

第9条 甲および乙は、本契約に関して相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合には、相手方に対しその賠償を請求することができる。

(不可抗力免責)

第10条 天災地変、法令の改廃その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わない。

(裁判管轄)

第11条 本契約に関する一切の争訟は、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(協議)

第12条 本契約に定めのない事項、または本契約の解釈等に疑義が生じたときは、甲乙は誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする。

犯罪の被害を受けた人は事件が解決したとしても、身体的、精神的、経済的、問題を抱えることになります。芦屋市は多くの自治体に先駆け、犯罪被害者等支援条例を施行しましたが、市民への周知啓発不足は否めません。国や県が支援拡充を図るなか、市の姿勢を質しました。

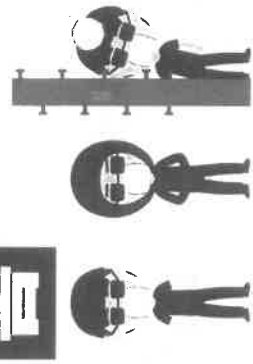
市民に周知 課題

国は昨年、犯罪被害者らに支払われる給付金を大幅に増額。遺族に対しては最低320万円から1060万円に引き上げ、早く条例を制定。外国と比べて手薄だった日本の犯罪被害者支援ですが、ようやく本腰を入れ始めました。さて、本市では2016年に犯罪被害者等支援条例が施行。その中で被害にあった方への一時的な生活資金として遺族に30万円が支給、療養に1カ月以上の期間を有する負傷または疾病を負った場合は10万円が支給されます。

条例施行以降、本市で対象となったケースは3件、うちDV・虐待関連は0件でした。

犯罪被害者は犯罪行為に伴う死亡もしくは療養に1ヵ月以上の期間を要する負傷または疾病に定著し、支援対象の犯罪人としては殺人、傷害など身体や人の生命に対する犯罪などを規定していますが、心に傷を負わせるストーカー行為やハラメント、痴漢など風俗迷惑防止条例違反なども対象となり得ます。また、児童・高齢者・障がい者への虐待やDVも対象です。

虐待やDV、ハラメントいじめといふものが犯罪であるという認識が社会全体で希



本市の高齢化率は3割を超え、全国平均を上回っています。高齢車庫車庫世帯はこの20年間で倍増し、約6,600世帯(2020年時点)を数えます。課題となるのが在宅高齢者の見守り体制。市は急病などの際、緊急通報装置のボタンを押すと協力員が駆けつけるサービスを提供していますが、使い勝手の悪さから利用者減少。そこで条件緩和を通じて、広く市民に提供できる体制を要望。市も緩和を検討する方針です。



ギを預け、いざという時に駆使し得るシステムです。協力員確保が困難な場合には民生委員と相談することです。しかし、協力員に負担がかかることで通報をためらうことも考えられます。同様のシステムを適用している近隣市では民間の警備員に駆付けられる契約を結んだり、往住のない高齢者やサトーシスを利用可能にしたりすることで利用者が増加に転じています。地域協力体師と民間サトーシスをうまく活用することで、見守り体制が一層充実すること期待されます。

戦後文学があるように震災後文学というジャンルがある。震災経験をテーマにした文学作品群の中で、その一つに作家、湊かなざの『細雪』という作品がある。湊さんは女子大生のときに西宮市で被災。近所に住む親友が倒壊家屋に閉じ込められたまま死んだことを知らずに、大阪を探さなかったことを悔い続けながら、作品を通じてようやく昇華させたという。心の傷が癒えない方々もいるが、震災を知らない世代も多い今、当時の経験を語り継ぐことが大事だ。

【川上朝来プロフィール】

1973年12月生まれ、51歳。妻と娘2人の4人家族。岡山白陵高を経営する岡山県立白陵高等学校校長で学歴大学院経済学部卒。産経新聞に記者として入社。内閣府など政治経緯の現場を取材。著書に「関西企業家大研究」「達人の世界。社会福祉法大研究」など。社会福祉士、公益法人理事、防災士、社会福祉士専事。趣味はデジコン、スキー、高校野球観戦。

HP : <https://kawakami.com>
Eメール : kawaka@real.com



新聞記者・防災士

水不要のバリアフリー型
イレカ―＝北海道苫小牧市

阪神・淡路大震災
芦屋市の被害状況

本市の阪神・淡路大震災（関
被被害状況は死者444人（関
連死含む）、負傷者3175人、
避難者はピーク時で2万960
人。全半壊は市建築物の
57.0%に当たる8784棟とな
り、被災した被害を受けた
など、壊滅的な被害を受けた。

は劣悪な状態が続き、さら
に衛生面や臭いのが気になる
、トイレに行かなくて済
むように水をあまり飲まな
いようにしていた」とい
う方が増え、脱水のため頭重
や便秘に悩まされた方が続
出しました。

解決のカギとなるのが
「携帯トイレ」の備蓄です。

携帯トイレとは便器に取り
付け、使う袋状のもので、
凝固剤で汚物を固めます。
市では南海トラフ大地震で
想定される避難者約42万
2千人が2日間で約3万



市役所分庁舎で開かれた拉致被害者に関するポスター展

化学肥料などを使用しない有機農産物を活用した「オーガニック給食」が全国的に広がりを見せています。自校調理方式による安全安心でおいしい給食が売りの芦屋市でもオーガニック給食を導入するべきだと考へ、市教育委員会にも案しました。

市教委は「予算の範囲内で活用できればと考えている」と回答しました。しかし、食料品価格高騰の中、これまでも検討を重ねてきました。が、実現には至っていません。地産地消の観点からも、ぜひ採用してもらいたいものです。

国は有機農業の転換を後押ししており、学校給食で有機農産物を使っている自治体は約200にのぼります。

316-4

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	317
支出年月日	令和7年2月26日
項目 (該当項目に〇をつけてください)	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄（支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。）	
EneJet 納品書(領収書) 神戸スタンダード石油株式会社 芦屋SS 芦屋市平田北町3-11 TEL:0797-22-5545 登録番号: T9140001011998 2025/02/26(水) 10:18 モバイルEneKey 上あさん様 14096 0000 売上 レギュラー 020020 ¥3380 19.54L @173.0 L- 3 N- 7 アプリクーポン適用(2005) 5円/L.個 割引 済み 小計 ¥3,380 (10%対象 ¥3,380 内消費税 ¥307) 合計 ¥3,380 承認No. 4716685 支払方法 一括 事前オッケー OK 端末処理通番 16685 ENEOS公式アプリID モバイルEneKeyID 楽天カード: XXXXXXXXXXXXXXXXXX 取引コード: 12502267009600180460 取引日時: 2025/02/26 10:16:03	
充当内容 (按分の計算方法)	カン/112代 (2月分) $¥3380 \times \frac{1}{2} = ¥1690$ 33 ¥1100 宛
その他	

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	318
支出年月日	令和7年2月27日
項目 (該当項目に0をつけてください)	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄（支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。）	
神戸市立 三宮駐車場 領収証 精算機 #02 A 精算No.000164 発券機 #04 発券No.000484 入庫時刻 2025年 2月27日(木) 14:44 出庫時刻 2025年 2月27日(木) 16:57 駐車時間 2:13 駐車料金 A料金 900円 ===== 合計 900円 現金領収額 900円 お預り 1,000円 お釣り 100円 またのご利用をお待ちしております。 合計は消費税率10%対象です。 神戸電鉄グループ共同事業体 (代表企業) 神戸電鉄株式会社 登録番号 T8140001015612	
充当内容 (按分の計算方法)	市民相談 駐車代 ￥900
その他	川工

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	319																			
支出年月日	2025(令和7)年2月27日																			
項目 (該当項目に〇をつけてください)	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費															
	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費															
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)																				
2025年02月分 ASA 領収証 No. 1-30-0655-000 芦屋市 原 菜津子 様 <table border="1"> <thead> <tr> <th>銘 柄</th> <th>部</th> <th>金 額</th> <th colspan="2">本体価格/消費税(参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>朝 日 新 聞※</td> <td>1</td> <td>4,900</td> <td>4,537</td> <td>363</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>¥ 4,900</td> <td>8%対象 (消費税</td> <td>¥4,900 ¥362)</td> </tr> </tbody> </table> ※は軽減税率対象品目 (内消費税等¥362) 3月休刊日 3月10日(月) 毎度ご購読有難うございます。 左記の通り領収致しました。 ASA 朝日新聞サービスアンカー芦屋南 〒659-0026 芦屋市西蔵町2-17 TEL: 0797-22-6833 FAX: 0798-38-4851 (株)アサヒウイニング社 登録番号 T4140001072616 ASA 領収印 サービスアンカー						銘 柄	部	金 額	本体価格/消費税(参考)		朝 日 新 聞※	1	4,900	4,537	363	合 計		¥ 4,900	8%対象 (消費税	¥4,900 ¥362)
銘 柄	部	金 額	本体価格/消費税(参考)																	
朝 日 新 聞※	1	4,900	4,537	363																
合 計		¥ 4,900	8%対象 (消費税	¥4,900 ¥362)																
充当内容 (按分の計算方法)	2025(令和7)年2月分 新聞代として¥4,900																			
そ の 他																				

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けしないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	320
支出年月日	令和7年2月28日
項目 (該当項目に〇をつけてください)	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)	
ビジネスパーク 神戸多聞通 領収証 精算機 #01 A 精算No.000031 車室番号 (自動車) 4 入庫時刻 2025年 2月28日(金) 15:45 精算時刻 2025年 2月28日(金) 16:02 駐車料金 A料金 200円 ===== 合 計 200円 (内税10%対象額 200円) 現金領収金額 200円 現金入金額 200円 釣銭 0円 またのご利用をお待ちしております。 株式会社ビジネスパーク 登録番号 T4140001035770	
充当内容 (按分の計算方法)	市庁租税 駐車代 200
その他	川上

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けしないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	321				
支出年月日	令和 7 年 2 月 28 日				
項 目 (該当項目に○をつけてください)	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費
	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費
領収書等貼付欄（支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。）					
別 添					
充 当 内 容 (按分の計算方法)	ガソリン代 $7,000 \times 0.5$ 3,500 円				
そ の 他	岩岡りょうすけ				

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

321-1

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	322				
支出年月日	令和 1 年 2 月 28 日				
項目 (該当項目に○をつけてください)	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費
	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)					
 納品書(領収書) 神戸スタンダード石油株式会社 芦屋SS 芦屋市平田北町3-11 TEL: 0797-22-5545 登録番号: T9140001011998 2025/02/28(金) 19:55  様 14096 0000 売上 レギュ 020020 ¥4774 27.92L @171.0 L- 5 N-13 割引適用 (022977) 5円/L.個 割引 済み 小計 ¥4,774 (10%対象 ¥4,774 内消費税 ¥434) 合計 ¥4,774 承認No. 0986889 支払方法 一括 事前オッ OK 端末処理通番 18660					
充当内容 (按分の計算方法)	$4774 \times \frac{1}{2}$ 上限 (¥700)				
その他	4774				

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。